

はじめに

昨年発生した百年に一度とも言われる金融危機に端を発した世界同時不況のなか、我が国の経済・社会は大きな試練の時を迎えている。こうした中であって、我が国の通信インフラは、光ファイバの利用拡大、無線ブロードバンドの進展、次世代ネットワーク（NGN）の商用化など更に進化を続けている。また、これらのインフラを利用したクラウドコンピューティング、IPTVなど新たなサービスの展開や携帯電話のビジネスモデルの変容など、将来に向けた成長の芽が着実に育ってきており、我が国の発展の原動力として情報通信産業が果たす役割への期待は、ますます高まってきている。

このような状況の下、電気通信事業紛争処理委員会は、平成20年11月末で発足から8年目を迎えた。平成20年度の一年間、委員会では、特に次の取組に努めた。

- ・平成20年4月より、無線局の開設等に伴う混信防止に関する新たなあっせん・仲裁制度の運用を開始し、関係者への周知を行った。
- ・「電気通信事業者」相談窓口において、40件の相談に対応し、事業者の疑問の解消や紛争の未然防止に努めた。未解決の相談事案についてもフォローアップを行った。
- ・全国10カ所での地方説明会の開催や紛争処理マニュアル、ウェブサイト、パンフレット等の改善により委員会の認知度・利便性の向上に取り組んだ。

また、委員会の所掌事務に関し、情報通信審議会の「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」等において、委員会の行うあっせん・仲裁の対象を拡大する方向で検討がなされており、委員会としても検討状況を注視している。

本報告書では、平成20年度における委員会に関する状況について、第Ⅰ部において委員会活動の状況を、第Ⅱ部において委員会を取り巻く状況を、第Ⅲ部において委員会の行った紛争処理の状況をとりまとめている。

当委員会は、これまでの紛争処理の実績を活用し、今後とも電気通信分野における紛争の迅速かつ円滑な解決に向け、鋭意努力していく所存である。

平成21年4月23日
電気通信事業紛争処理委員会